

障害児通所支援事業所「放課後等デイサービス
きぼうの木」の件について

1 事業所の概要

- (1) 事業所名 放課後等デイサービスきぼうの木
- (2) 所在地 宇治市木幡赤塚32-5-2
- (3) 事業者名 株式会社みんなのふるさと
- (4) 事業種別及び指定年月日
放課後等デイサービス 平成30年4月1日京都府指定
- (5) 宇治市利用者数 14人（令和元年8月実績）

2 行政処分の内容について

京都府は人員配置基準違反等の理由により、令和元年12月1日から令和2年2月29日まで放課後等デイサービスの指定効力の全部停止を行う旨、令和元年9月10日付けで、同事業者に通知を行いました。

3 指定効力の全部停止をされた理由

(1) 虚偽報告

児童発達支援管理責任者が、他の放課後等デイサービス事業所の業務にも従事しているにもかかわらず、常勤としての出勤簿を作成し、京都府に提出した。

(2) 人員基準違反

児童発達支援管理責任者について、常勤専従の者を配置していない。

(3) 不正請求

人員基準違反であった場合の減算をしないまま、障害児通所給付費を請求し、受領した。

放課後等デイサービスの人員基準

職種		員数
従業者	指導員又は保育士	障害児数が10人までは、2人以上 障害児数が10人を超えるときは、2人に障害児数が10人を超えて5またはその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	児童発達支援管理責任者	常勤専任で1人以上（業務に支障がない場合は管理者との兼務可）
管理者	常勤で、かつ原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務と兼務可）	

4 経過

平成30年12月5日 京都府がきぼうの木に対する実地検査を実施
本市とも情報交換するなど連携して調査をされた
令和元年8月8日 京都府がきぼうの木に対する実地検査を実施
令和元年9月10日 京都府が行政処分を実施

5 市の対応について

(1) 不正受給された給付費の返還

不正受給された障害児通所給付費については、返還額の確定後に速やかに返還するように事業所を指導しました。

返還総額は、約190万円であり、返還計画については事業所と現在調整中です。

(2) 事業停止期間（12月～2月）の利用児童の移行先

当該事業所は、令和元年12月1日から令和2年2月29日までサービス提供ができなくなることから、利用者の意向を把握し、他の事業所の利用を希望された利用者については、全員12月から他の事業所を利用されています。

(3) 放課後等デイサービス事業所の質の確保に対する市の取組み

今年度から、京都府が実施される実地指導に必要に応じて市も同席をし、人員配置基準や設備基準、各種文書の整備状況などに関する指導状況を把握しています。また、その際に各事業所における療育の取組み内容や事業所運営での課題なども聴取しています。

今後、市内事業所との意見交換会においては、京都府の実地指導で把握した各事業所の状況を踏まえ、療育の質の向上に向けた検討を進めるなど、引き続き京都府とも連携しながら、各事業所に対する支援や指導を行って参ります。